

第1条（目的）

この規定は、特定非営利活動法人 日本都市計画家協会（以下「JSURP」という）の調査研究事業活動の一つとしての研究会（以下「研究会」という。）に関して定めることを目的とする。

第2条（定義）

研究会は、都市・地域づくりに関する特定のテーマについて、JSURPの会員（以下「会員」という。）の主体性に基づいてこれを組織し、会員外とも共同・連携して、自主的な活動を行うことができる。

第3条（設立及び更新）

研究会の設立にあたっては、JSURPの正会員（以下「正会員」という。）3名以上の発起人を確保し、次の各号に定める事項をJSURPの理事会（以下「理事会」という。）に書面で提出して承認を得なければならない。

- （1）研究会の趣旨
- （2）活動期間（3年間を基本とする。）
- （3）活動計画（成果の発表方法を含む。）
- （4）設立年度の活動予定
- （5）設立年度の収支予算

2 前項の規定は、活動期間満了後の更新時において準用する。この場合において、前項中「設立」とあるのは「更新」と、「正会員3名以上の発起人」とあるのは「代表者（1名）及び幹事役（代表者以外で2名以上）」と読み替えるものとする。

第4条（研究会員等）

研究会は、理事会の設立又は更新承認後速やかに、研究会員を定め、そのうちから代表者（1名）及び幹事役（代表者以外で2名以上）となる者を定めて、理事会に研究会員名簿を提出しなければならない。

- 2 前項の代表者は正会員、幹事役は会員でなければならない。
- 3 研究会員及び活動計画に変更があったときは、変更した研究会員名簿及び活動計画を遅滞なくJSURPの理事会に提出しなければならない。
- 4 代表者、幹事役及びその他の役職名の呼称は、各研究会においてそれぞれに定めることができる。

第5条（収支）

研究会活動の収入及び支出は、すべてJSURPの収入及び支出として取り扱うものとする。

2 研究会は、当該年度の活動状況を理事会に報告するとともに、翌年度も活動を行おうとする場合は、翌年度予算の編成期までに、翌年度の活動計画及び収支予算案を理事会に提出して承認を得なければならない。

3 研究会活動の支出の基準は、別に定める JSURP の旅費規定又は謝金等支給基準によるものとする。

第6条（活動報告及び成果の公表）

研究会は、毎年度（設立年度を除く。）の JSURP の通常総会において、その前年度の活動状況を報告するものとする。

2 研究会は、活動期間満了時に研究成果をまとめた報告書を理事会に提出するほか、全国まちづくり会議、カレッジ、セミナー、会報（Planners）等で、研究成果の積極的な公表に努めるものとする。なお、報告書は原則として JSURP のホームページに公開するものとする。

第7条（中断）

研究会がその活動を一時的に中断する場合には、研究会はその旨を理事会に届け出なければならない。

第8条（廃止）

下記の場合は、理事会は研究会を廃止する。

(1) 研究会が理事会に廃止を届け出たとき

(2) 第5条第2項に規定する当該年度の活動状況の報告が、その期限後12か月経過しても未提出だったとき。ただし、前条の規定に基づく活動中断の届出があった場合はこの限りでない。

(3) 活動期間満了時に、第3条第1項の更新に必要な書面の提出がなかったとき、又は、理事会において更新の承認が得られなかったとき

第9条（運営支援）

研究会活動の運営に関しては、それぞれの研究会において定めるものとする。

2 研究会は、その活動の場として JSURP 事務局の許可を得て、会議室又はオンライン設備を使用することができる。

3 研究会が公開研究会や研究成果の公表、その他研究会活動に関する情報発信等を行う場合は、JSURP のメーリングリスト、ホームページ及びフェイスブックを用いて、告知を行うことができる。

4 JSURP は、前2項に定めるもののほか、研究会活動を活性化させるうえで必要な支援を行うことができる。

第10条（その他）

この規定に定めのない事項は、必要に応じて研究会の代表者と協議のうえ、理事会においてこれを定める。

2 この規定の改定を行う場合にあっては、事前に研究会の代表者の意見を聞くものとする。

付則

第1：この規定は、2004年9月22日から適用する。

第2：2001年9月1日適用の研究会運営規定は廃止する。

付則

第1：この規定は、2020年2月26日から適用する。

第2：2004年9月22日適用の研究会運営規定は廃止する。

付則

第1：この規定は、2021年8月24日から適用する。

第2：2020年2月26日適用の研究会運営規定は廃止する。